

議案第17号

小金井市福祉共同作業所条例の全部改正について

小金井市福祉共同作業所条例の全部を別紙のように改正する。

平成25年1月30日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

小金井市福祉共同作業所の事業を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する事業に移行するため、本案を提出するものであります。

## 小金井市福祉共同作業所条例

小金井市福祉共同作業所条例（平成10年条例第17号）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 小金井市における在宅心身障害者の社会参加と自立を助長し、福祉の増進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく障害福祉サービス事業を行う事業所（次条において「サービス事業所」という。）を設置する。

### （名称及び位置）

第2条 サービス事業所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小金井市福祉共同作業所

位置 小金井市中町四丁目15番14号

### （事業）

第3条 小金井市福祉共同作業所（以下「作業所」という。）は、次の事業を行う。

- (1) 法第5条第7項の生活介護に関する事業（以下「生活介護事業」という。）
- (2) 法第5条第15項に規定する就労継続支援のうち就労継続支援B型に関する事業（以下「就労継続支援B型事業」という。）

### （休業日）

第4条 作業所の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

### （利用時間）

第5条 作業所の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

### （利用者）

第6条 作業所を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 生活介護事業 次に掲げる要件に該当している者とする。

ア 18歳以上の者

イ 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（利用しようとする事業について同条第7項に規定する支給量が定められているものに限る。以下単に「受給者証」という。）の交付を受けている者

ウ 作業所による送迎を要しないこと。

(2) 就労継続支援B型事業 次に掲げる要件に該当している者とする。

ア 18歳以上の者

イ 受給者証の交付を受けている者

ウ 作業所による送迎を要しないこと。

(利用手続)

第7条 事業を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の承認をしないことができる。

(1) 感染性の疾病があると認められたとき。

(2) 入院又は常時医療的介護を必要と認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消すことができる。

(1) 秩序を乱し、他の利用者に著しく迷惑をかけたとき。

(2) 正当な理由なく継続して1か月以上利用しないとき。

(3) おおむね3か月以上の長期療養を要するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めるとき。

(利用者負担)

第9条 生活介護事業又は就労継続支援B型事業を利用する者は、法第29条第3項第2号の規定により定められた額について、規則で定める負担上限月額範囲内において、これを負担しなければならない。

(損害賠償)

第10条 作業所の建物及び設備に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小金井市福祉共同作業所条例の規定により、小金井市福祉共同作業所を利用していた者は、この条例の規定により作業所を利用する者とみなす。

(準備行為)

3 第3条に規定する事業の利用の申請その他事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

小金井市福祉共同作業所条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>小金井市における在宅心身障害者の社会参加と自立を助長し、福祉の増進を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく障害福祉サービス事業を行う事業所（次条において「サービス事業所」という。）を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>サービス事業所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 小金井市福祉共同作業所</p> <p>位置 小金井市中町四丁目15番14号</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 小金井市福祉共同作業所（以下「作業所」という。）は、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>法第5条第7項の生活介護に関する事業（以下「生活介護事業」という。）</u></p> <p>(2) <u>法第5条第15項に規定する就労継続支援のうち就労継続支援B型に関する事業（以下「就労継続支援B型事業」という。）</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 作業所の休業日は、次のとおりとする。<u>ただし、市長が</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>各種の理由による就職困難者に就業に向けての技能を習得させるとともに、作業能力、生活能力の訓練をし、併せて生活の向上を図るため、作業所を設置する。</u></p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>作業所</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 小金井市福祉共同作業所</p> <p>位置 小金井市中町四丁目15番14号</p> <p>(事業内容)</p> <p>第3条 小金井市福祉共同作業所（以下「作業所」という。）は、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>簡易な紙製品等の加工及び袋入れ作業</u></p> <p>(2) <u>手工芸作業</u></p> <p>(3) <u>生活指導、機能訓練</u></p> <p>(4) <u>その他目的達成に必要なこと</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第4条 作業所の休業日は、次のとおりとする。</p>	<p>法に基づく施設とすることに伴う規定の整備</p> <p>用語の整備</p> <p>実施事業の変更及び用語の整備</p> <p>法に基づく事業を実施することに伴う規定の整備</p> <p>用語及び規定</p>

特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

（利用時間）

第5条 作業所の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用者）

第6条 作業所を利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 生活介護事業 次に掲げる要件に該当している者とする。
  - ア 18歳以上の者
  - イ 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（利用しようとする事業について同条第7項に規定する支給量が定められているものに限る。以下単に「受給者証」という。）の交付を受けている者
  - ウ 作業所による送迎を要しないこと。
- (2) 就労継続支援B型事業 次に掲げる要件に該当している者

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 1月2日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたとときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（利用時間）

第5条 作業所の利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めたとときは、これを変更することができる。

（利用資格）

第6条 作業所を利用できる者は、市内に住所を有し、かつ、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高年齢者、心身障害者で作業のできる者
- (2) 勤労意欲を有しながらも他に就職の困難な者

の整備

利用時間の  
変更及び規定の  
整備

法に基づく事  
業の実施に伴  
う利用対象者  
の変更に伴う  
規定の整備及  
び用語の整備

とする。

ア 18歳以上の者

イ 受給者証の交付を受けている者

ウ 作業所による送迎を要しないこと。

(利用手続)

第7条 事業を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の承認をしないことができる。

(1) 感染性の疾病があると認められたとき。

(2) 入院又は常時医療的介護を必要と認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めるとき。

(利用承認の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消すことができる。

(1) 秩序を乱し、他の利用者に著しく迷惑をかけたとき。

(2) 正当な理由なく継続して1か月以上利用しないとき。

(3) おおむね3か月以上の長期療養を要するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に不相当と認めるとき。

(利用者負担)

第9条 生活介護事業又は就労継続支援B型事業を利用する者は、法第29条第3項第2号の規定により定められた額について、規則で定める負担上限月額範囲内において、これを負担

(3) 家庭の事情により就業能力の限られている者

(4) その他市長が適当と認めた者

(利用手続)

第7条 作業所を利用しようとする者は、別に定めるところにより市長の承認を得なければならない。

利用の承認及び不承認に係る規定の新設

利用承認の取消しに係る規定の新設

費用負担に係る規定の新設

<p><u>しなければならない。</u></p> <p>(損害賠償)</p> <p><u>第10条 作業所の建物及び設備に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>平成25年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行の際現にこの条例による改正前の小金井市福祉共同作業所条例の規定により、小金井市福祉共同作業所を利用して</u> <u>いた者は、この条例の規定により作業所を利用する者とみなす。</u></p> <p>(準備行為)</p> <p>3 <u>第3条に規定する事業の利用の申請その他事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。</u></p>	<p>(損害賠償義務)</p> <p><u>第8条 利用者は、作業所の利用に際して、施設その他に損害を与えたときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、<u>公布の日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例の施行前になされた処分等は、この条例によりなされたものとみなす。</u></p> <p>(特別職の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>3 <u>特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を</u> <u>次のように改正する。</u></p> <p><u>別表第3中福祉共同作業所運営審議会の項を削る。</u></p>	<p>規定の整備及び条の繰下げ</p> <p>同上</p>
--	--	-------------------------------



## 議案第17号資料2

### 小金井市福祉共同作業所条例施行規則（案）

小金井市福祉共同作業所条例施行規則（平成10年規則第43号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市福祉共同作業所条例（平成 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 条例第3条の事業（以下「事業」という。）の実施主体は、小金井市とする。  
ただし、事業を適切に運営することができると思われる社会福祉法人又はNPO法人等に、事業の全部又は一部の運営を委託することができる。

（定員）

第3条 事業の利用定員については、次のとおりとする。

- (1) 生活介護事業 10人
- (2) 就労継続支援B型事業 10人

（利用手続）

第4条 条例第7条の規定により、事業を利用しようとする者は、小金井市福祉共同作業所利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の承認等）

第5条 市長は、前条の規定による申請に対し、利用を承認又は不承認する決定をしたときは、小金井市福祉共同作業所利用承認・不承認通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（利用承認の取消し等）

第6条 市長は、条例第8条の規定により利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消す決定をしたときは、小金井市福祉共同作業所利用取消し等通知書（様式第3号）により利用者に通知しなければならない。

（利用契約の締結）

第7条 市長は、第5条の規定による利用承認を受けた者と利用契約を締結するものとする。

(利用者負担)

第8条 条例第9条に規定する負担上限月額については、別表の左欄に掲げる階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(帳簿等の整備)

第9条 市長は、施設の備品、会計及び通所者の処遇状況に関する帳簿等を整備しておかなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

階層区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円未満)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

様式・・・省略